

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 平成29年(ワ)第32358号  
損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告ら 示現舎合同会社 外2名

2018年11月2日

## 準備書面10

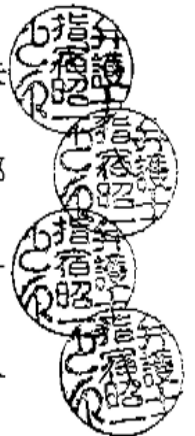
東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



原告らは、原告らに損害が発生する現実性について、主張を補充する。

第1 本件における被告らの行為により、名誉権・プライバシー権・差別されない権利等の人格権が侵害されていることは明白であること

### 1 裁判所による問題提起

本事件の弁論準備手続きにおいて裁判所から「身元調査等の横行により戸籍等の個人情報流出する恐れがあることはそのとおりであるとしても、流出する「恐れ」が存在することが、イコール権利侵害となるかどうかは別段の検討が必要ではないか」旨の問題提起がなされた。

かかる問題意識に対し、原告らの主張は「当該問題提起を踏まえても権利侵害は確固として存在する」というものであるが、以下、問題状況を整理の上、主張を行うこととする。

## 2 問題状況の整理

原告らは、被告らによる『復刻版 全国部落調査』の出版あるいはインターネット上での同書籍に関するデータのバラマキと、「部落解放同盟関係人物一覧」データのインターネット上でのバラマキによってプライバシー権・名誉権・差別されない権利（原告解放同盟については業務を円滑に行う権利）を侵害されていると主張している。

そして、被告らによる権利侵害を考察する上では、①既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした権利侵害性と、②被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データに接した時点では原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知らない第三者の存在を前提とした権利侵害性とを、区別して考察することが必要である。

なぜなら、①において権利侵害が存在することは明白であって、裁判所の問題意識は②のケースにおいてのみ妥当すると考えられるからである。

そこで、以下においては、①のケースにおいて権利侵害性が明らかである点についてまず論じ、続いて、②のケースにおいても権利侵害が存在することは明白であることを論じることとする。

### 第2 既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白であること

#### 1 原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者は多数存在すること

被告らが『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データのバラマキを行った時点において、原告らの本籍・住所地・居住する地区名・電話番号などを知っている第三者は多数存在する。

人が社会生活を送る上で住居は必ず必要となることは明らかであり、憲法も第22条で居住の自由を保障するなどその重要性に配慮している。住所は郵便物の受け取りのために郵便物への表示が必要であり、同様に宅配物の配送のために記載が必要であり、レンタカーの借り受けや旅行先での宿泊名簿への記載など日常的に反復される各種契約において表示を義務付けられる情報であり、同好会の名簿作成など社会的に広く行われている行為によって流通する情報である。電話番号もほぼ同様の役割を果たしている。

もちろん、原告らの住所や電話番号を知っている者は、正当な理由がな

い限りこれを無関係の第三者に開示することはない。

しかしながら、原告らが通常の社会生活を営んでいる以上は、その住所情報等を知っている者は多数に上るのであって、しかも、住所情報を知っている者は原告らと格別懸念ではない者も含まれる。

加えて、原告らの正確な住所地を知らない者であっても、原告らの住んでいる場所（地区名）はどこなのかを知っている者はさらに数倍する。

本籍地については、度重なる戸籍法の改正によって、現在ではまったくの第三者が原告らの戸籍情報を正当な方法で入手する可能性は少なくなっているが（その場合でも身元調査や履歴書への記載などにより戸籍情報を入手する例が後を絶たないことは後述するとおりである）、原告らの年齢などを考慮すれば、法改正以前の過去に原告らの戸籍情報に接したことのある第三者の数が多数に上ることもまた明白である。

2 既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は明白であること

既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者が、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データに接すれば、ただちにプライバシー権等の権利侵害が生じることは明らかである。

訴状ですでに触れたとおり、「部落解放同盟関係人物一覧」データには原告らの住所・連絡先・電話番号であるとの体裁のもとに各種の地名や番号が記載されているのであるから、被告らの行為によるプライバシー権侵害等の存在は明らかである。

『復刻版 全国部落調査』についても、すでに訴状で触れたとおり、『復刻版 全国部落調査』における情報は原告らの住所等を記載したものではないが、原告らの住所等を既に知っている者にとっては、別紙ウェブサイト目録1及び2等の記事を見れば原告らが「被差別部落出身者」としてインターネット上等に表示されていることが判明する。現在も残る不当な部落差別を前提とした場合には「被差別部落出身者」として表示されることは公開を欲しない情報であり、差別を受けて社会的評価が低下する可能性がある情報といえるから、プライバシー権等の権利侵害が生じることは明らかである。

3 参考となる判例について

上記の点について、訴状においては「石に泳ぐ魚」事件における各審級の判決が参考となる旨、指摘している。同事件の判決では、世間一般の人

からは同小説のモデルとなった人物の特定ができなかった場合であっても、当該人物を知っている者が同小説を読めば、モデルとなった人物の特定が可能であるケースにおいて、

「原告と面識があり、又は…原告の属性の幾つかを知る読者が不特定多数存在することは推認するに難くない」（1 審判決）

「（原告＝被控訴人の通う大学）の多くの学生や被控訴人が日常的に接する人々のみならず、被控訴人の幼いころからの知人らにとっても、本件小説中の『朴里花』を被控訴人と同定することは容易である」（控訴審判決）

などと判示して、権利侵害性を認めている。

また、同様の趣旨で、最高裁平成15年3月14日判決も参考となる。同事件は未成年であった当時に殺人等の罪で起訴された人物（X）につき、週刊誌が仮名（X'）で報道した件について、当該人物が名誉毀損・プライバシー権侵害による損害賠償を求めた事件である。最高裁は当該人物の起訴事実にかかる情報を「犯人情報」、経歴や交友関係にかかる情報を「履歴情報」とした上で、

「Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない」

「そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、Xについてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない」

と判示して、プライバシー権等の侵害を認めている。

本件においても、原告らの住所や本籍等の情報について、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データのバラマキ以前から既に知っている者が多数存在することは明らかである。そして、これらの者のうち、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データのバラマキによって初めて、原告らの住所地等が被差別部落とされている場所であることを知った者が多数存在することもまた、明白である。

#### 4 結論

以上から、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データのバラマキ以前に、既に原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知っている第三者の存在を前提とした場合の権利侵害性は

明白である。

### 第3 原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知らなかった第三者による権利侵害性も明らかであること

#### 1 第三者が本件ウェブサイトの記事や本件出版物を参照する事情

##### (1) 情報にアクセスする者の意図

第三者による権利侵害性を検討するにあたっては、その第三者がなぜ本件ウェブサイトや本件出版物を閲覧しあるいはそれを検索して何らかの知識を得ようとするのかという「動機」が問題になる。なぜならその動機に基づいてその第三者に情報が利用されるあるいは蓄積されることによって、閲覧・検索当時は原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知らなかった第三者によっても、原告らの権利侵害が発生するからである。

訴状、準備書面2などで主張したように、戸籍謄本等の第三者取得が制度的には困難になった後も、2011年11月に関係者が検挙されたプライム事件（1万件にのぼる戸籍などの不正取得が明らかになった）、2015年に懲戒処分された行政書士の不正請求事件（3年間で500通以上の不正取得が明らかになった）などがあり、不正に戸籍謄本等入手する事象は後を絶たない。不正取得された多くの戸籍謄本等は結婚・就職の際の「身元調査」に利用された。

その背景には、身元調査を許容する市民意識がある。たとえば、準備書面9でとりあげた『結婚差別の社会学』齋藤直子（勁草書房・2017年）には、大阪府が行った府民の意識調査について取り上げているが、「結婚相手を考える際に気になることはどんなことか」という趣旨の質問で、自身について「同和地区出身者かどうか」が気になると回答した人は2010年でも20.6%、自身の子どもについて21.2%であった（22～23頁、30頁）こと、2009年の滋賀県野洲市での調査では、身元調査について結婚の話があった際に「同和地区の人であるかどうか」を「調べるのは当然だ」3.2%、「感じはよくないが必要だ」20.4%と、約4分の1が身元調査を容認している。

これらの事情は、第三者が「身元調査」に類似する情報を取得するために、本件ウェブサイトや本件出版物にアクセスしていることを窺わせる。

##### (2) アクセスすることで実際に得られる情報

では、本件ウェブサイトや本件出版物にアクセスして実際に得られる情報は一体どういうものか。

データベースは決して単なる情報の羅列ではなく共通の特徴を持つものを集めたものであり、そのことによって個々の情報の単なる総計としてではなく、情報としての価値を飛躍的に高める。それは、共通の特徴を持つものを集めるということによって、情報にアクセスした人の動機に応えることができるためである。

例えば、前に裁判例としてあげたムスリムに関する公安警察の捜査情報が漏出した事件では、公安警察が作成したデータベースは「テロに関係する可能性がある者」として集積され、結果として漏出したことによって、そこに掲載されている個人の人格権を直接に侵害することが認められた。ここでは、リストに掲載されていること自体がそこに挙げられた者に対する共通の事実や評価を示すものとして存在している。

本件情報に記載されている事柄も、地域や個人の一覧であり、それを作成することは、部落差別の対象を特定すること以外には利用できない。

もちろん、学術研究や被差別者の保護（行政的な施策をとるための基礎データとすべき場合を含む）部落差別の対象を特定すべき場合も存在するが、その場合には、木村草太教授の意見書にもあるように、「差別目的で利用できないように、アクセスできる者を研究者や信頼できる者だけに限定したり、そのデータベースを差別に利用することをないように警告を表示し、差別のために利用することを目的外利用として禁止するなど、細心の工夫が必要である」（甲160・5頁）。

しかし、本件情報についてはそれらの対策はとられておらず、一方で、部落出身者を揶揄したり、差別語を積極的に使用するなどしている。このことから、本件情報は、部落出身者を蔑視すべきであるという評価のもとに、地名や個人の情報を収集し、差別に利用することを目的に作成されたものといえる。

また、これまで繰り返し主張してきたように、本件出版物は「部落地名総鑑の原点」という副題を付して書籍化されたのであり、「部落地名総鑑」は1975年に身元調査のために相当数の企業や個人が購入し、実際に差別対象の特定のために使われ、後に回収・焼却処分が行われた、悪名高いいわば差別文書の象徴のようなものである。本件出版物はこの書名をわざわざ用いて、「部落地名総鑑」と同様の性質を有し、（むしろ現代の地名を付し、データで検索できることを謳って、使いやすさを売り物にして）「部落地名総鑑」の悪名を利用してこれを惹句として売り出されたものであって、差別対象の特定、差別の助長や扇動を目的として作られ、そのような機能を持つことが明らかなものである。

本件情報はそのようなものとして存在し、本件情報にアクセスする人

は、その情報によって部落差別の対象となる地域や個人を把握することになる。

## 2 特定個人に対する情報を持たない第三者による権利侵害

### (1) 憲法14条が保障する差別されない権利

木村草太教授は、「日本国憲法は、全ての国民を『個人として尊重』することを基本理念としている（憲法13条）。個人として尊重されるとは、それぞれの個人を、その人が属する人種類型や性別、社会的身分で評価するのではなく、独立した個人としてそれぞれに固有の個性を持つ存在として尊重するということである。差別は、対象を、固有の個性を持つ個人としてではなく、類型で評価するもので、個人尊重の理念に正面から違反するものだ。憲法14条1項が『差別されない』権利を保障したのも、こうした憲法の基本理念を具体化するためだと考えられる」（甲160・2頁）と「差別されない権利」を憲法13条の理念が具体化して憲法14条1項によって保障されていると位置づけているが、ここであげられている「社会的身分」の中には「被差別部落出身者であること」が当然含まれている。

そして、私人による差別的行為が問題となっている場合にも、「個人の尊厳」の確保は私法解釈の根本的な基準となる（民法2条）のであるから、差別に基づく行為が個人の尊厳を否定するものである以上、「差別に基づく扱いを受けず、不当に自らの差別を煽られたり、助長されたりしないことは、私法上保護されるべき人格権に含まれると解釈するのが・・・自然な私法解釈である」（甲160・4頁）。

### (2) 差別されない権利の直接の侵害

本件における被告らの行為は、前述したとおり、差別対象の特定、差別の助長・扇動を目的とするものであって、その結果作られた本件ウェブサイトや本件出版物も差別対象を特定し、差別を助長・扇動する機能を有するものである。よって、被告らの行為は、そのこと自体が原告らの差別されない権利を直接侵害するものといえる（甲160・6頁）。

## 4 結論

差別されない権利は私人同士の関係であっても私法上保護された人格権の一種として保障され、本件ウェブサイトや本件出版物は、差別者が差別のために利用する形でしか利用できないものでそのようなものとして被告らが作成したものであることは明らかであるから、被告らによる『復刻版 全国部落調査』『部落解放同盟関係人物一覧』データに接した時点

では原告らの本籍・住所地・居住する地区名などを知らない第三者の存在を前提とした場合であっても、権利侵害性が認められることは当然である。